令和元年１２月１０日

福法第１５３９号

各介護職員初任者研修事業者　様

大阪府福祉部地域福祉推進室

福祉人材・法人指導課長

大阪府介護員養成研修事業者指定要綱等の一部改正について

日頃より、大阪府福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、下記のとおり大阪府介護員養成研修事業者指定要綱等を一部改正し、令和元年１２月１０日より施行しましたので、お知らせいたします。

＜改正内容＞

　　　・介護員養成研修課程に「生活援助従事者研修課程」が追加されたことに伴い下記要綱及び要領の一部を改正。

　　　　　　※改正された要綱等：大阪府介護員養成研修事業者指定要綱、

大阪府介護職員初任者研修事業実施要領

　　　・新たに追加された「生活援助従事者研修課程」の実施要領の制定

　　　　　　※制定された要領：大阪府生活援助従事者研修実施要領

＜送付資料＞

* 主な改正点について
* 大阪府介護員養成研修事業者指定要綱新旧対照表
* 大阪府介護職員初任者研修事業実施要領新旧対照表
* 大阪府生活援助従事者研修実施要領（本文のみ）

※様式等については、下記HPにてご確認ください。

＜参考＞

　・介護職員初任者研修の指定要綱等ＵＲＬ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/youseikennsyuu/syoninn.html>

　　・生活援助従事者研修の指定要綱等URL

<http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/youseikennsyuu/seikatsuenjo.html>

|  |
| --- |
| （問合せ先）大阪府福祉部地域福祉推進室　福祉人材・法人指導課　人材確保グループ　吉野TEL：０６－６９４４－９１６５FAX：０６－６９４４－１９８２ |